

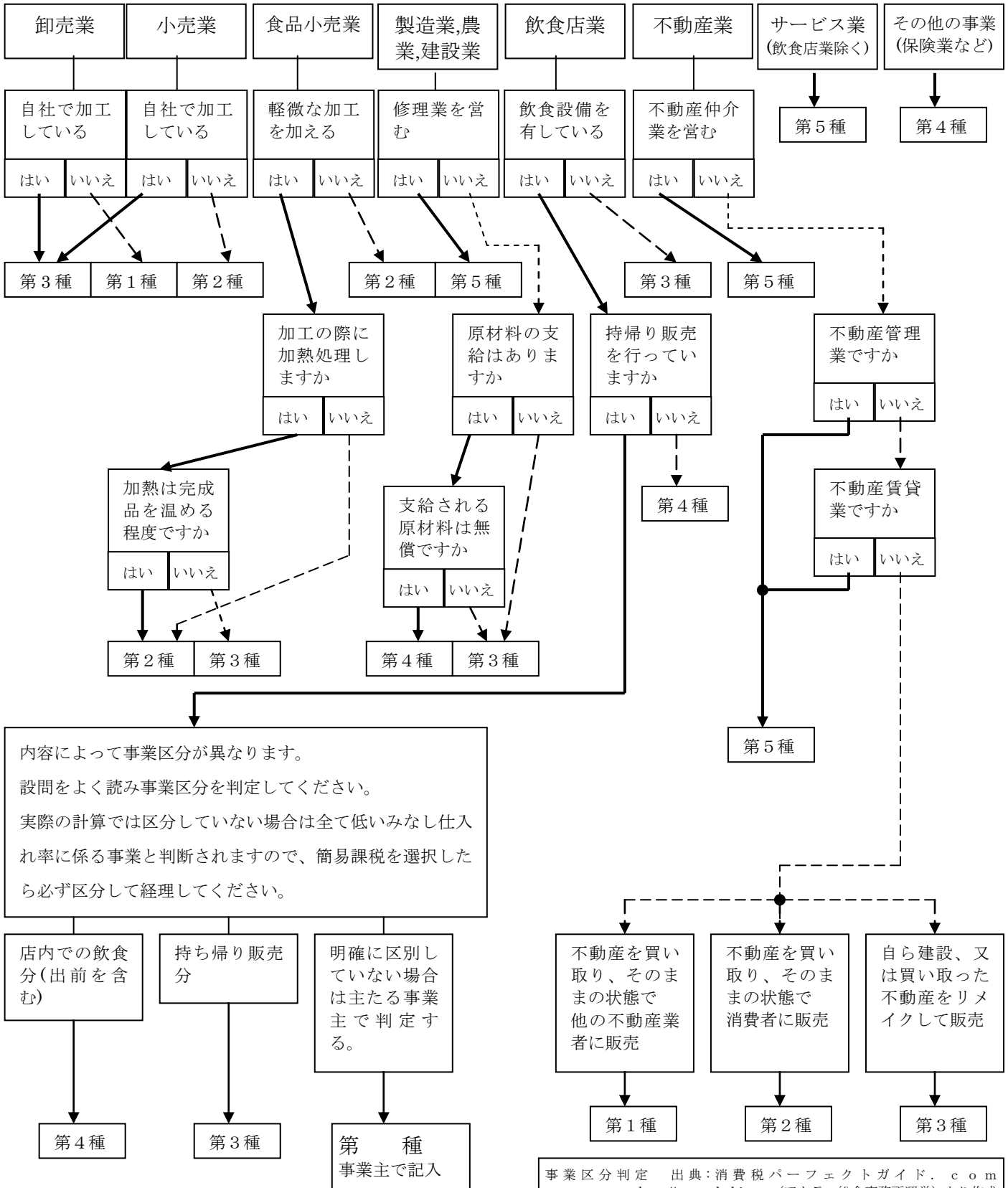
# 消費税申告チェック表 (簡易課税用)

決算書の作成に当たっては、もう一度このチェック表で内容を確認してください。  
 下記のチェック表に不備のある方は、申告計算を受けかねますので、ご了承ください。

塩尻商工会議所・中小企業相談所

問1 基準期間の売上高が5000万を超えていませんか (一方に○)  5000万以下  5000万超

問2 事業区分の判定を行います。下記フローにて「はい・いいえ」に○で確認し、最後の事業区分のボックスに○で確認してください。(2種類以上ある方は各々の事業区分を確認してください)



## 消費税申告チェック表（簡易課税用）

問3 2種類以上の事業を営む事業主の方（1種類の方の記入は必要ありません）  
各設問項目左側の□にレでチェックしてください

<input type="checkbox"/> 2種類の事業を営んでいる	<input type="checkbox"/> 原則的な計算を適用する	
	<input type="checkbox"/> 特例計算を適用する	<input type="checkbox"/> 1種類の事業に係わる課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めている。
<input type="checkbox"/> 3種類以上の事業を営んでいる	<input type="checkbox"/> 原則的な計算を適用する	
	<input type="checkbox"/> 特例計算を適用する	<input type="checkbox"/> 1種類の事業に係わる課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めている。 <input type="checkbox"/> 特定の2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占めている。

問4 売上又は収入の内容について設問します。  
各設問内容に右側欄に○で囲んで下さい。

設 問 内 容	設問の回答に○をしてください
2種類以上の事業区分の売上がある方は、分けていますか？	1種のみ, 分けている / 分けていない
商品券等の販売代金、土地売却代、受け取り利息、住宅家賃、保険金、国外取引収入、輸出取引等収入は入っていませんか？	該当なし, 計上済み / 未計上
雑収入、家事消費を売上に計上していますか？	該当なし, 計上済み / 未計上
売上代金と仕入・経費・家事用品との相殺による売上漏れはありませんか？	該当なし, 計上済み / 未計上
12月末の売掛金残高に漏れはありませんか？	該当なし, 計上済み / 未計上
業務用資産の譲渡所得に係わる課税売上額はありますか？ ある方は、第4種(車両、機械等)となりますので、金額を問5の第4種に記入して下さい。	該当なし, 計上済み / 未計上

問5 事業区分別の課税売上額(税抜き)、売上割合、消費税額(国税4%分)を記入して下さい。

事業区分	①事業区分別の売上高(税込み)	② 事業区分別の課税売上高(税抜き ①×100÷105)	③売上割合	④ 左の課税売上高に係る消費税額(②×4%)
事業区分別合計	円	円	100.0%	円
第1種(卸売業)	円	円	%	円
第2種(小売業)	円	円	%	円
第3種(製造業等)	円	円	%	円
第4種(その他)	円	円	%	円
第5種(サービス業等)	円	円	%	円

決算・申告書の記載内容は自主責任でお願いします。  
消費税の申告に際しチェック表に相違の無い方は、下記に署名、押印をして下さい。  
申告書を作成出来る方は、作成して頂いて結構です。自主申告出来る様にしましょう  
塩尻商工会議所宛 住所

氏名

印